

2022年4月1日（金）からの手続き等の変更のお知らせ

2022年4月1日（金）からの外国人技能実習評価試験の手続き等において以下の7項目について変更いたします。

なお、本件の問合せは、技能評価部 鈴木（電話 03 - 6809 - 1757（直））までお願いします。

(1) 同一の受検（等）級の受検申込書の提出は、（受検中止後を除いて）再受検後まで1回限りとさせていただきます

外国人技能実習評価試験においては、1回の申込書の提出で再受検までできることとしております。しかしながら、専門級等において実技試験のみの受検後、新たに申込書の提出（口頭での申出を含む）をして学科試験も受検するケースが頻発しています。

そこで、受付事務の煩雑化回避の観点から同一の受検（等）級（初級、専門級及び上級）において複数回の申込書の提出（再提出・受検科目の修正含み、受検中止後の申込書の提出を除く）を再受検後まで認めないことといたします。

ついては、受検申込時の受検科目（学科試験・実技試験）の選択は慎重をお願いします。

(2) 専門級及び上級における入金後の受検科目の変更はお受けいたしません

専門級及び上級については、これまで入金後であっても受検科目（学科試験・実技試験）の変更（一括（学科試験及び実技試験両方）から実技試験のみ、実技試験のみから一括等）を認めてきましたが、受付事務の煩雑化回避の観点から認めないことといたします。

ついては、入金後の受検科目の変更がないよう手続きを進めて頂くようお願いいたします。

(3) 受検側の都合による受検日の変更はお受けいたしません

これまで、受検側の都合による受検日の変更を認めてきましたが、外国人技能実習機構のHPに「業務等の都合による受検日の変更は、検定委員をはじめ多くの関係者に影響を与えます。再調整にも時間を要しますので、極力控えてください」とあることも踏まえ、受付事務の煩雑化回避の観点から認めないことといたします。

ついては、監理団体及び実習実施者等におかれましては、申込書提出後の受検日の変更が必要とならないよう、技能実習生の受検を優先にした実習をお願いいたします。

(4) 受検手続支援サイトにおいて「受検手続支援のキャンセル」及び「既登録内容の変更」をしたときは当協会へメール（info-ginou@jcmnet.or.jp）により連絡をお願いします

外国人技能実習機構の「受検手続支援サイト利用者マニュアル（監理団体、企業単独型実習実施者用）」の「受検手続支援のキャンセル」では「承認済みの受検者をキャンセルする場合には、事前に必ず試験実施機関にキャンセルの連絡をしてください」とあることに加え、②にあるような項目に変更があった場合にも当協会への連絡をお願い

いたします。

<当協会に連絡頂きたい事項>

①受検手続支援のキャンセル

②監理団体、実習実施者、職種名、作業名、受検（等）級の変更

(5) 合格証明書及び合格通知書の再発行をオンライン化します

HP に合格証明書及び合格通知書の再発行用の申請書の様式を掲載しますので、これによるメールでの申込みをお願いいたします。

(6) 受検側の都合による受検中止のときの返金の申出はご遠慮願います

これまで入金後の受検中止に対し条件に応じて返金してきましたが、返金事務の煩雑化回避の観点から、入金後に受検側の都合により受検中止（学科・実技両方の受検の申込後に学科のみの中止を含む）するときはいかなる場合も返金いたしませんので、返金の申出はご遠慮願います。

なお、当協会の責（自然現象による協会の中止判断を含む）により事前に連絡した日程で試験が行えない場合は、その対応（返金又は日程の変更等）を当協会からご案内いたします。

(7) 原則試験日から2週間後に合格発表します

これまで合格発表を翌々週の月曜日に行ってきましたが、原則試験日から2週間後に変更いたします。

また、具体の日程（予定）をHPに掲載いたします。

なお、都合により具体の日程より早く発表する場合がありますので、HP掲載の日程（予定）を念頭に受検手続支援サイトでの可否の確認をお願いいたします。